

○財務省告示第十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十二月二十六日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百九 十五回、第二百九十七回及び第 三百二十一回）及び利付国庫債 券（二十年）（第六十一回、第六 十二回、第六十五回、第六十八 回、第八十八回、第九十回、第 九十五回、第九十六回、第百回 及び第百一回） 財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に 関する法律（平成二十四年法律 第一百一号）第二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。				

（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	名称及び記号
二・三%	二・二%	一・九%	〇・八%	一・〇%	一・〇%	一・四%	一・五%	利率（年）
平成六年三月二十八日	平成三年三月二十六日	平成十年三月二十五日	平成六年三月二十五日	平成三年三月二十五日	平成三年三月二十四日	平成十二年三月二十日	平成六年三月二十日	償還期限
五十億円	八十三億円	百六十億円	四百四十一億円	八百八十九億円	九十二億円	五億円	五千二百二十億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八	元利金支	日本銀行
十九	払場所	財務大臣から通知を受けた者
十九	入札参加	
二十	払込期日	平成二十四年十二月二十六日

（（利 第二付 百十国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十国 回年庫 ））債 ）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 六）債 回）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 五）債 回）券	（（利 第二付 九十国 十年庫 回）債 ）券
二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %
三平 月成 二四 十日 日年	三平 月成 二四 十日 日年	日年平 六成 月三 二十九	日年平 六成 月三 二十九	日年平 九成 月三 二十八
七 十 五 億 円	十 五 億 円	円四 百 二 十 億	百 九 十 億 円	五 十 億 円